

## 令和7年12月市議会定例会付議事項の主要内容(追加提出分)

No.	議案番号	付議事項	主要内容
提出分 12月 18日	1 議案第 106 号	一般職の職員の給与に関する条例等中一部改正について	<令和7年12月市議会追加提出予定条例議案概要のとおり> (2~4ページ参照)
	2 議案第 107 号	令和7年度高槻市一般会計補正予算(第6号)	<補正額> 2,919,932千円 <補正後の総額> 155,731,274千円 <繰越明許費補正> プレミアム付商品券事業 補正前 2,128,178千円 補正後 3,111,971千円 <債務負担行為補正> 水道料金基本料金無償化事業の期間及び限度額設定 令和7年度から令和8年度まで 812,976千円
	3 議案第 108 号	令和7年度高槻市下水道等事業会計補正予算(第3号)	<項目> <補正額> <補正後の総額> 収益的支出 8,518千円 8,867,941千円 資本的支出 5,887千円 4,760,732千円
	4 議案第 109 号	令和7年度高槻市自動車運送事業会計補正予算(第1号)	<項目> <補正額> <補正後の総額> 収益的支出 96,067千円 4,101,015千円
	5 議案第 110 号	令和7年度高槻市水道事業会計補正予算(第2号)	<項目> <補正額> <補正後の総額> 収益的支出 31,180千円 6,019,289千円 資本的支出 4,400千円 2,384,381千円

## 令和7年12月市議会追加提出予定条例議案概要

議案番号	付議事項	理由及び要旨	備考																													
106	一般職の職員の給与に関する条例等中一部改正について	<p>1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条関係）            (1) 人事院勧告（令和7年8月7日付け）に準じて、一般職の職員の給与について次のとおり改定する。</p> <p>ア 給料の引上げ（別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5関係）            官民給与の均衡を図るため若年層からおおむね30歳台後半までの職員を中心として行政職給料表の給料月額を平均3.4%引き上げるとともに、行政職給料表以外の給料表の給料月額については行政職給料表との均衡を基本に引き上げる。</p> <p>イ 通勤手当の引上げ（第15条の2関係）            通勤に自動車等の交通用具を使用する職員に係る通勤手当の月額を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="669 758 1563 1202"> <thead> <tr> <th data-bbox="669 758 945 818">通勤距離（片道）</th><th data-bbox="945 758 1244 818">改正後</th><th data-bbox="1244 758 1563 818">現行</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="669 818 945 879">2km以上 5km未満</td><td data-bbox="945 818 1244 879" rowspan="2">現行どおり</td><td data-bbox="1244 818 1563 879">3,600円 (自転車は、2,000円)</td></tr> <tr> <td data-bbox="669 879 945 939">5km以上10km未満</td><td data-bbox="1244 879 1563 939">4,200円</td></tr> <tr> <td data-bbox="669 939 945 999">10km以上15km未満</td><td data-bbox="945 939 1244 999">7,300円</td><td data-bbox="1244 939 1563 999">7,100円</td></tr> <tr> <td data-bbox="669 999 945 1060">15km以上20km未満</td><td data-bbox="945 999 1244 1060">10,400円</td><td data-bbox="1244 999 1563 1060">10,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="669 1060 945 1120">20km以上25km未満</td><td data-bbox="945 1060 1244 1120">13,500円</td><td data-bbox="1244 1060 1563 1120">12,900円</td></tr> <tr> <td data-bbox="669 1120 945 1180">25km以上30km未満</td><td data-bbox="945 1120 1244 1180">16,600円</td><td data-bbox="1244 1120 1563 1180">15,800円</td></tr> <tr> <td data-bbox="669 1180 945 1241">30km以上35km未満</td><td data-bbox="945 1180 1244 1241">19,700円</td><td data-bbox="1244 1180 1563 1241">18,700円</td></tr> <tr> <td data-bbox="669 1241 945 1301">35km以上40km未満</td><td data-bbox="945 1241 1244 1301">22,800円</td><td data-bbox="1244 1241 1563 1301">21,600円</td></tr> <tr> <td data-bbox="669 1301 945 1360">40km以上</td><td data-bbox="945 1301 1244 1360">25,900円</td><td data-bbox="1244 1301 1563 1360">24,400円</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 宿日直手当の引上げ（第20条関係）            宿日直手当の上限を勤務1回につき4,700円（現行：4,400円）に引き上げる。</p> <p>エ 期末手当の引上げ（第22条関係）</p>	通勤距離（片道）	改正後	現行	2km以上 5km未満	現行どおり	3,600円 (自転車は、2,000円)	5km以上10km未満	4,200円	10km以上15km未満	7,300円	7,100円	15km以上20km未満	10,400円	10,000円	20km以上25km未満	13,500円	12,900円	25km以上30km未満	16,600円	15,800円	30km以上35km未満	19,700円	18,700円	35km以上40km未満	22,800円	21,600円	40km以上	25,900円	24,400円	公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。 ただし、1(2)は令和8年1月1日から、1(1)エ及びオ並びに2のうち令和8年度以降に係る部分並びに3(2)は同年4月1日から施行する。
通勤距離（片道）	改正後	現行																														
2km以上 5km未満	現行どおり	3,600円 (自転車は、2,000円)																														
5km以上10km未満		4,200円																														
10km以上15km未満	7,300円	7,100円																														
15km以上20km未満	10,400円	10,000円																														
20km以上25km未満	13,500円	12,900円																														
25km以上30km未満	16,600円	15,800円																														
30km以上35km未満	19,700円	18,700円																														
35km以上40km未満	22,800円	21,600円																														
40km以上	25,900円	24,400円																														

期末手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区分		令和8年度以降	令和7年度	現行
一般職員	6ヶ月期	1.2625月 (0.7125月)	現行どおり	1.25月 (0.7月)
	12ヶ月期	1.275月 (0.725月)	1.275月 (0.725月)	
特定管理職員 特定任期付職員	6ヶ月期	1.0625月 (0.6125月)	現行どおり	1.05月 (0.6月)
	12ヶ月期	1.075月 (0.625月)	1.075月 (0.625月)	

(注) 1 特定管理職員=課長級以上の職員

2 ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員の特定管理職員

オ 勤勉手当の引上げ(第23条関係)

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区分		令和8年度以降	令和7年度	現行
一般職員	6ヶ月期	1.0625月 (0.5125月)	現行どおり	1.05月 (0.5月)
	12ヶ月期	1.075月 (0.525月)	1.075月 (0.525月)	
特定管理職員 特定任期付職員	6ヶ月期	1.2625月 (0.6125月)	現行どおり	1.25月 (0.6月)
	12ヶ月期	1.275月 (0.625月)	1.275月 (0.625月)	

(注) 1 特定管理職員=課長級以上の職員

2 ( ) 内は、定年前再任用短時間勤務職員の特定管理職員

(2) 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)」により教員の待遇の改善を図る措置が講じられたことを踏まえ、任期付教育職員の給与に關し次のとおり改正を行う。

ア 義務教育等教員特別手当の見直し(第23条の3関係)

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令(令和7年文部科学省令第24号)」により示された基準を参照し、義務教育等教員特別手当の支給に係る校務類型は学級を担任する業務及びその他の校務に区分するとともに、当該手当の支給額の

	<p>上限を月額 7,000 円（現行：6,000 円）に引き上げる。</p> <p>イ 教職調整額の引上げ（第 24 条の 2 及び附則第 4 項関係）</p> <p>任期付教育職員に係る教職調整額の支給割合を次のとおり段階的に引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="669 323 1742 445"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>令和13年 以降</th><th>令和12年</th><th>令和11年</th><th>令和10年</th><th>令和9年</th><th>令和8年</th><th>現行</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給割合</td><td>100分の10</td><td>100分の9</td><td>100分の8</td><td>100分の7</td><td>100分の6</td><td>100分の5</td><td>100分の4</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 教員特殊業務手当の見直し（別表第 6 関係）</p> <p>週休日等において児童又は生徒に係る非常災害業務、救急業務又は補導業務に従事した場合における教員特殊業務手当の額を次のとおり見直す。</p> <table border="1" data-bbox="669 561 1742 885"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改 正 後</th><th colspan="2">現 行</th></tr> <tr> <th>時 間</th><th>額</th><th>時 間</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常災害業務</td><td rowspan="2">4 時間以上</td><td rowspan="2">8,000 円</td><td>7 時間 45 分以上</td><td>8,000 円</td></tr> <tr> <td>5 時間以上 7 時間 45 分未満</td><td>4,000 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">救急業務又は 補導業務</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>7 時間 45 分以上</td><td>7,500 円</td></tr> <tr> <td>5 時間以上 7 時間 45 分未満</td><td>3,750 円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 特別職の職員の給与に関する条例及び高槻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第 3 条及び第 4 条関係）</p> <p>1 (1)による一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員及び市議会議員の期末手当の支給月数を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="631 1044 1590 1166"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>令和 8 年度以降</th><th>令和 7 年度</th><th>現 行</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月 期</td><td rowspan="2">2.3 月</td><td>現行どおり</td><td rowspan="2">2.275 月</td></tr> <tr> <td>12 月 期</td><td>2.325 月</td></tr> </tbody> </table> <p>3 高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（第 5 条及び第 6 条関係）</p> <p>(1) 1 (1)による一般職の職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を引き上げる。（附則第 12 項及び第 13 項並びに別表第 1 及び別表第 3 関係）</p> <p>(2) 事務・技術業務に従事する会計年度任用職員に係る給料表の 7 等級及び 8 等級を統合し、7 等級とする。（別表第 1 関係）</p>	区分	令和13年 以降	令和12年	令和11年	令和10年	令和9年	令和8年	現行	支給割合	100分の10	100分の9	100分の8	100分の7	100分の6	100分の5	100分の4	区分	改 正 後		現 行		時 間	額	時 間	額	非常災害業務	4 時間以上	8,000 円	7 時間 45 分以上	8,000 円	5 時間以上 7 時間 45 分未満	4,000 円	救急業務又は 補導業務			7 時間 45 分以上	7,500 円	5 時間以上 7 時間 45 分未満	3,750 円	区分	令和 8 年度以降	令和 7 年度	現 行	6 月 期	2.3 月	現行どおり	2.275 月	12 月 期	2.325 月	
区分	令和13年 以降	令和12年	令和11年	令和10年	令和9年	令和8年	現行																																												
支給割合	100分の10	100分の9	100分の8	100分の7	100分の6	100分の5	100分の4																																												
区分	改 正 後		現 行																																																
	時 間	額	時 間	額																																															
非常災害業務	4 時間以上	8,000 円	7 時間 45 分以上	8,000 円																																															
			5 時間以上 7 時間 45 分未満	4,000 円																																															
救急業務又は 補導業務			7 時間 45 分以上	7,500 円																																															
			5 時間以上 7 時間 45 分未満	3,750 円																																															
区分	令和 8 年度以降	令和 7 年度	現 行																																																
6 月 期	2.3 月	現行どおり	2.275 月																																																
12 月 期		2.325 月																																																	